(趣旨)

第1条 文教大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除に関する規程(以下「規程」という。)第6条第2項に基づき、奨学金返還免除候補者の選考のための基準を定める。

(選考基準)

第2条 学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定に当たっては、次に掲げる学内外における業績を点数化し、総合的に評価して行うものとする。なお、大学院における教育研究活動等に関する業績を「A群」とし、専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績を「B群」とする。

評価項目	A群		- 関リる未順を「B群」とりる。 B群	
	業績	点数	業績	点数
学位論文その他研究論文	1,学位論文が特に優れている。	10 点	1,国際的又は全国的な 学会等から表彰され た。	30 点
	2, 学位論文以外の研究 論文が特に優れている。	10 点	2,国際的又は国内の学 会誌、学術雑誌等に掲 載された。(1 報につ き 5 点)	10 点以 内で加 算
			3, 国際学会等において、本人によって発表された。 (1 回につき 5 点)	10 点以 内で加 算
	3, 民間財団等が公募し ている競争的資金を獲得 した。	10 点	4, 国内学会等において、本人によって発表された。 (1 回につき 5 点)	10 点以 内で加 算
大学院設置基 準第16条に 定める特定の 課題について の研究成果	学位論文に代わる特定の 課題について優れた研究 の成果がある。	10 点		
大学院設置基 準第16条の 2に定める試 験及び審査の 結果	専門は 事専門は が野の では でには でには でには でには でには でには でには	10 点		

	のについての審査の結果 が教授会等で特に優れて いると認められること			
著書、データ ボータので で で で を 発 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	優れた著書、データベースその他の著作物がある。	10 点	社会的評価が顕著な著 書、データベースその 他の著作物がある。	10 点
発明	優れた発明がある。	10 点	優れた発明がある。	10 点
授業科目の成績	1,修了までの通算 GPA 値 が「3.00~3.79」であ る。(ただし、人間科学 研究科臨床心理学専攻の み、必修の実習科目 13 単位を除く科目の GPA 値)	10 点		
	2, 修了までの通算 GPA 値 が「3.80~4.00」であ る。(ただし、人間科学 研究科臨床心理学専攻の み、必修の実習科目 13 単位を除く科目の GPA 値)	20 点		
	3, 修了までに 31 単位以 上修得している。	10 点		
	4,修了までに 44 単位以 上修得している。	10 点		
研究又は教育 に係る補助業 務の実績	1, ティーチングアシス タント等による教育活動 への貢献が顕著である。	10 点	1,非常勤講師等による 教育研究活動への貢献 が顕著である。	10 点
	2, 科学研究費補助金等 による研究活動への貢献 が顕著である。	10 点	2, 科学研究費補助金等 による研究活動への貢 献が顕著である。	10 点

音楽、演劇、 美術その他の 芸術の発表会 における成績			1,教育研究活動の成果として全国的なレベルでの発表会等で顕著な成績がある。	10 点
			2,教育研究活動の成果として国際的なレベルでの発表会等で顕著な成績がある。	30 点
スポーツの競 技における成 績			1,教育研究活動の成果として全国的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。	10 点
			2,教育研究活動の成果として国際的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。	30 点
ボランティア 活動その他の 社会的貢献活動	教育研究に関するボラン ティア活動が顕著であ る。	10 点	教育研究活動の成果と してボランティア活動 により顕著な社会貢 献、国際貢献がある。	10 点

(選考順位)

第3条 候補者の選考は、第2条に掲げる評価項目についての総合評価点の高い順に行う。

(事務)

- **第4条** この選考基準に関する事務は、大学事務局学事部が行う。 (改廃)
- 第5条 この選考基準の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この基準は、平成18年3月1日から施行する。

附即

この基準は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。